



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
第397号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定(スポーツ課).....	1
都市計画事業の変更の認可(下水道課).....	1
解除予定保安林の通知(森林保全課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定(道路保全課).....	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	4
都市計画の変更(都市計画課).....	4

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	4
(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告(環境政策課).....	5
農業振興地域区域変更公告(農政課).....	11
都市公園設置公告(都市計画課).....	11
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課).....	11

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(甲賀).....	12
---	----

○ 県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部).....	12
----------------------------	----

○ 収 用 委 員 会 公 告

裁決手続開始決定公告.....	12
-----------------	----

○ 内水面漁場管理委員会告示

内水面第5種共同漁業権漁場における令和5年度の目標増殖量.....	13
-----------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立スポーツ会館
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 会長 河本英典
- 3 指定の日 令和5年3月10日
- 4 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

滋賀県告示第139号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、令和3年滋賀県告示第217号で認可した大津湖南都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和5年3月31日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 栗東市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画下水道事業 栗東市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年3月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和49年滋賀県告示第101号、昭和54年滋賀県告示第136号、昭和55年滋賀県告示第144号、昭和58年滋賀県告示第455号、昭和63年滋賀県告示第368号、平成2年滋賀県告示第186号、平成5年滋賀県告示第39号、平成8年滋賀県告示第3号、平成10年滋賀県告示第165号、平成13年滋賀県告示第167号、平成16年滋賀県告示第140号、平成21年滋賀県告示第229号、平成23年滋賀県告示第162号、平成28年滋賀県告示第172号および令和3年3月26日滋賀県告示第217号の事業地のうち栗東市伊勢落字相坂および弁才天ならびに六地藏字笹山、字谷山、字懐谷、字丸塚および字平山を変更し、同六地藏字カラカラ谷、字松ヶ谷、字深谷、字亀ヶ池、字開谷、字杉谷、字枝ヶ谷、字尾張田、字山口、字イナデおよび字海道山を加える。

滋賀県告示第140号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 栗東市川辺字平尾山368-3、369-3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

滋賀県告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
はりまだ薬局	守山市播磨田町3060番	薬局	令和5.3.31
訪問看護ステーションさら	湖南市石部西一丁目12-12-1	訪問看護	令和5.3.31

滋賀県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
		米原市小田字杉ノ木町1035番地先から 米原市伊吹字日泉420番1地先	変更後	最小 10.5m く 最大	784.0m	旧道区間の米原市への移管(R5.4.1)に伴う道路区

県道	山東本巢線	まで		34.3m		域の変更 なお、現道の 供用は従前の とおり
		米原市小田字杉ノ木町1035番 地先から	変更前	最小	784.0m	
				10.5m		
		米原市伊吹字日泉420番1地先 まで	変更前	最大	614.0m	
	34.3m					
	木之本長浜線	長浜市祇園町字八ノ坪21番地 先まで	変更後	最小	98.3m	
18.0m						
長浜市祇園町字七ノ坪20番5 地先から		変更前	最大	103.9m		
			25.8m			
長浜市祇園町字八ノ坪21番地 先まで	変更前	最小	42.4m			
		19.4m				
長浜市祇園町字七ノ坪20番5 地先から	変更前	最大	103.9m			
		42.4m				

滋賀県告示第143号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道大津能登川長浜線	草津市西渋川一丁目字細長307番7地先から 栗東市小柿三丁目209番3地先まで
県道野洲甲西線	野洲市南櫻字西田井1508番15地先から 湖南市菩提寺字川尻2619番1地先まで
県道野洲中主線	野洲市大篠原字針目3200番地先から 野洲市上屋字下芝原88番1地先まで
県道木部野洲線	野洲市小篠原字大根作472番5地先から 野洲市市三宅字西木之上378番1地先まで
県道希望が丘文化公園北線	野洲市小篠原字山脇537番3地先から 野洲市辻町字阿部子103番1地先まで
県道希望が丘文化公園南線	野洲市南櫻字西田井1508番15地先から 野洲市小篠原字山脇537番3地先まで
県道野洲甲西線	野洲市三上字横道7番13地先から 野洲市三上字森崎848番7地先まで
県道小島野洲線	野洲市三上字大畑1988番1地先から 野洲市三上字森崎847番1地先まで
県道栗見八日市線	東近江市建部上中町字海戸569番10地先から 東近江市建部日吉町字野本633番8地先まで
県道彦根八日市甲西線	東近江市建部日吉町字野本632番3地先から

	東近江市青葉町102番8地先まで
県道湖東八日市線	東近江市妙法寺町字大林716番6地先から 東近江市鯉江町字水戸尻503番1地先まで
県道佐生五個荘線	東近江市五個荘塚本町字友田281番地先から 東近江市五個荘北町屋町字久保232番1地先まで
県道石原八日市線	東近江市芝原町字久保767番1地先から 蒲生郡日野町蓮花寺字十之坪2204番2地先まで
県道綾戸東川線	近江八幡市東川町字天田213番9地先から 蒲生郡竜王町大字綾戸字馬場319番2地先まで

2 指定年月日 令和5年4月1日

滋賀県告示第144号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 区域の名称 比叡平三丁目
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱1号から12号までを順次結んだ線および標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大字	字	地番	標柱番号
大津市		比叡平三丁目	広小場	190-18	1
〃		〃	〃	190-39	2
〃		〃	中尾	257-7	3
〃		〃	広小場	190-61	4
〃		〃	〃	190-7	5
〃		〃	〃	256-12	6
〃		〃	〃	255-1	7
〃		〃	鮎池	269-11	8
〃		〃	広小場	256-3	9
〃		〃	〃	257-3	10
〃		〃	鮎池	269-8	11
〃		〃	中尾	259-4	12

滋賀県告示第145号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき近江八幡八日市都市計画区域区分を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 近江八幡八日市都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 日野町の一部
- 3 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

公 告

国土調査の成果の認証公告

愛知郡愛荘町大字深草の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 愛知郡愛荘町
- 2 調査を行った時期 平成28年3月から平成30年10月まで
- 3 成果の名称 愛知郡愛荘町大字深草の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 愛知郡愛荘町大字深草の一部
- 5 認証年月日 令和5年3月17日

国土調査の成果の認証公告

長浜市木之本町千田の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 令和3年6月から令和4年12月まで
- 3 成果の名称 長浜市木之本町千田の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市木之本町千田の一部
- 5 認証年月日 令和5年3月17日

(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木満から送付のあった(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項および電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13の規定に基づき、経済産業大臣に対して環境の保全の見地からの意見を令和5年3月20日に述べたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第40条第2項の規定により公告する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えるなど、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 今後の手続を進めるに当たっては、事業実施に伴う環境影響評価の結果のほか、事業計画や地域貢献等についても、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者等を対象に情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、必要に応じて住民等の意見を事業計画に反映するよう努めること。
- (3) 本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント(以下「事業者」という。)が、滋賀県および福井県の県境付近において、単機出力が4,200kW、高さ(最高到達点)が188mの風車を最大39基設置する計画であり、対象事業実施区域(以下「事業予定地」という。)として約830ha(うち改変面積は約57ha)が想定されている。

事業予定地およびその周辺には、本県において希少なブナ林が広範に分布し、イヌワシ・クマタカ等の希少な種を含む多様な生物が生育・生息している。

特に事業予定地の自然環境の重要性を表す事項としては、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月)」で定める「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれ、事業予定地近傍においてクマタカの多数のペアの営巣やイヌワシの飛来が確認されていることや、事業予定地およびその周辺がハチクマ等の猛禽類を含む多くの鳥類の主要な渡りのルートの一部となっている可能性が高いこと、特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」が分布すること等が挙げられる。

イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しているため、国内希少野生動植物種に指定されるとともに、本県でも「滋賀県で大切にすべき野生生物-滋賀県レッドデータブック2020年度版-」の絶滅危惧種に選定しており、個体群の存続に当たっては個体レベルの保護と生息環境の保全が必要である。また、本県におけるイヌワシ・クマ

タカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持する上で重要な位置づけにあり、本県における両種の保護および生息環境の保全は、日本全体における両種の保護の観点からも、その重要性を有すると考えられる。

また、長浜市では、令和4年8月4日から5日にかけて、一時間に約90mmの猛烈な降雨があったものとみられ、事業予定地の一部が被災するとともに、下流の高時川が氾濫するなどの被害が発生した。この豪雨以降、高時川では水の濁りが長期化する問題が新たに生じている。この影響により、県内最大のアユの産卵場である姉川下流では、河床環境が悪化し令和4年秋のアユの産卵数が著しく減少するなどの事象も生じた。

本事業は、自然環境に恵まれた地域において計画される事業であり、イヌワシ・クマタカ等の鳥類の風車への衝突(バードストライク)や、ブナ林等を基盤に成立している生物多様性に富んだ豊かな生態系の損失など、自然環境への重大な影響が懸念される。加えて、土地の形質変更に伴う土砂流出による下流の河川環境への影響、尾根上に風車が建設されることによる景観への影響など、各環境要素に対する様々な影響も懸念される。

このため、準備書では、事業予定地およびその周辺の地域特性を踏まえ、十分な調査を行った上で、環境への影響を適切に予測評価するとともに、その影響を回避または十分に低減するための環境保全措置を検討し、その内容を明確に示す必要がある。

しかしながら、準備書の動物・植物の調査結果には不十分と考えられる点があるほか、予測評価および環境保全措置には、動植物の生態的特性等が十分に考慮されていないと考えられる点、画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が随所に認められる。また、動物の一部の項目については、予測評価すら行われておらず、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じた措置の検討に対応が委ねられている。

更に、滋賀県環境影響評価審査会(条例第33条第1項の規定に基づき設置。以下「審査会」という。)における審査では、これら不十分と考えられる点に対して事業者の見解が一定示されたものの、その多くが具体性や合理性に欠ける内容に終始しており、重大な環境影響を回避または十分に低減できるとは考えられない。

このため、評価書の作成に当たっては、次の「2 個別的事項」に対応し、準備書の内容を再確認するとともに、追加調査を行い、予測評価の結果を見直した上で、動植物をはじめとする各環境要素に対しての重大な環境影響を回避または十分に低減できるよう追加の環境保全措置を講じること。

あらゆる環境保全措置を講じてもおお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は、事業の取りやめや事業規模の大幅な縮小など、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

特に、事業予定地の周辺では、連続的にクマタカの営巣が確認され、事業予定地の大部分が営巣中心域または高利用域に位置しており、バードストライクの発生が大きく懸念されるため、風車の設置基数の大幅な削減等の検討が必要であること、また、植物の予測評価の基本的事項の一つである植生についての評価が過小であった場合には、ブナ林等の希少な植生や、これらを基盤に成立する生態系が損なわれるため、改変区域の縮小についての検討が必要であることを十分考慮すること。

加えて、先般の豪雨により、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出、法面崩壊等のリスクに対する懸念だけでなく、下流の河川環境への影響に対する懸念が増大していることも十分考慮すること。

2 個別的事項

- (1) 水質・水環境 事業予定地の近傍には、過去に森林法(昭和26年法律第249号)に基づく林地開発に係る許可基準違反行為が確認されたため、本県が是正を指導している場所があり、現在、事業者が是正工事を承継して本事業とは別に措置を講じている。

令和4年8月上旬に発生した豪雨の後、事業予定地や是正工事の実施箇所の一部では大規模な浸食が確認され、その下流域の各所では溪岸浸食が確認されている。これらにより流出した土砂が河川に堆積し、粒形の細かい物質が流下していることが高時川における濁水の長期化の原因の一つとして考えられている。

事業予定地は、高時川の最上流部に位置しており、今回の事象の発生を踏まえ、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出防止対策の強化および下流の河川環境への影響の低減についての重要性が増している。

また、工事計画では、大規模な切土・盛土による造成工事が行われる予定であり、法面保護や地盤の安定性の確保等の基本的な対策についても万全を期す必要がある。

準備書では、造成等の施工に伴う濁水発生の抑制対策として、各風車ヤードおよび資材置場等への沈砂池の設置等が予定されている。造成工事による一時的な水の濁りの影響については、沈砂池と最寄りの常時流水のある河川との距離等をもとに「沈砂池排水は常時水流に到達することなく、林地浸透する」と予測され、「造成等の一時的な影響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られている」と評価されており、一定の降雨時には濁水の流入を防止することができるものと考えられる。

しかしながら、先般の豪雨では、沈砂池排水口における排水量および浮遊物質量の予測で用いられた降雨強度の最大値(事業予定地近傍にある気象観測所の10年確率雨量をもとに設定された59.7mm/h)を大きく上回る90mm/hの降雨があったとみられる。また、事業計画では、工事予定の改変区画(約46.5ha)のうち、29.5haが植栽により緑化される内容が示されているが、残る約17haについて舗装等が行われた場合は、水の浸透性が大きく低下する可能性がある。

このため、先般の豪雨により発生した事象を十分に踏まえ、洪水調整機能を含めた排水計画の見直しについて検討すること。また、その結果に応じて、水の濁りに係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。

その際、沈砂池排水口の排水量および浮遊物質量の予測に用いられた沈砂池の規模(0.21~0.35haの改変面積を例にすると面積25㎡、深さ1.5m)では、一定の降雨時に沈砂池が短時間でオーバーフローする可能性があることを考慮すること。

また、高時川で濁水が長期化している状況を踏まえると、沈砂池等からの排水の流下により、新たな浸食が生じた場合、事業予定地周辺の溪流環境だけでなく、さらに下流の河川環境にまで影響がおよぶ可能性があることも十分考慮すること。

- (2) 動物(コウモリ類) 準備書によると、事業予定地およびその周辺には、本県が絶滅危惧種に選定しているユビナガコウモリ、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリの生息が確認されているものの、種まで同定された個体はほとんどいないため、こうした希少な種の生息状況を十分に把握できていない可能性がある。このため、調査結果の妥当性について検証を行う必要がある。

また、長距離移動を行う種や、開けた空間で採餌を行う種は、特に風車への衝突(バットストライク)の危険性が高いと指摘されており、準備書では、これらの生態的特性を有するユビナガコウモリとキクガシラコウモリの生息が既に確認されている。さらに、春季・秋季にコウモリ類の確認頻度が多く、事業予定地およびその周辺がコウモリ類の長距離移動ルートになっている可能性があり、これらの種を含むコウモリ類のバットストライクが生じる可能性がある。

加えて、周波数10~30kHzの超音波を発生する種が、風車のカットイン風速以上の風況下でもブレードの回転域に近い高さで多数飛行していることが確認されており、高頻度でバットストライクが生じる可能性がある。

しかしながら、準備書では、このようなコウモリ類の種構成(希少な種の占める割合等)や、それぞれの種の生態的特性(繁殖の有無、行動特性等)を考慮せず、一律に「事業予定地周囲での生息が可能であり影響は小さい」と予測評価され、また、環境保全措置についても「森林伐採を最小限にとどめる」とされており、現に改変区域内に生息している種への十分な配慮が認められない。

このため、種の同定等の追加調査を行い、事業予定地およびその周辺のコウモリ類の生息の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、種の生態的特性に応じた予測評価と環境保全措置の見直しを行うこと。

- (3) 動物(渡り鳥) 準備書では、事業予定地およびその周辺において、本県が絶滅危惧増大種等に選定しているハククマ、サシバ、ノスリ、ツミ等の猛禽類^{きん}が多数確認されており、環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」という。)等において示唆されているとおり、これらの渡りのルートの一部となっている可能性が高い。特にハククマについては、確認数が多く、主要な渡りのルートの一部である可能性が高い。

また、本県が希少種に選定しているウツ、ベニマシコ、ホトトギス、ツツドリ、ジュウイチ等を含む多様な種の渡りや生息が確認されており、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。さらに、国内希少野生動物種等に指定されているコウノトリについても、事業予定地内において、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。

さらに、ラムサール条約湿地に登録されている琵琶湖には、毎年、ガン・カモ類をはじめとする10万羽以上の水鳥が飛来しており、また、EADASにおいてもハクチョウ類の渡りのルートが事業予定地のごく近傍に示されているため、事業予定地は水鳥の渡りのルートの一部となっている可能性がある。

しかしながら、準備書では、調査において十分な視野や時間が確保されていない可能性がある上、予測評価において、種の生態的特性が考慮されておらず、バードストライクの可能性や移動経路の遮断・阻害に係る影響が過小評価されている可能性がある。

特に、水鳥の渡りの調査については、事業予定地およびその周辺において、「ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りは確認されなかった」と準備書に示されているが、ガン・カモ類の多くは夜行性であることや、水鳥を含む多くの鳥類は主に夜間に渡りを行うことが知られており、事業者の実施した調査で得られた情報は限られていること等を踏まえると、実態把握が不十分な可能性がある。

更に、予測評価については、「主な渡り移動経路には該当していないものと推察される」と準備書に示されて

いるが、水鳥の渡りの実態把握が不十分な上、渡りのルートが毎年の気象条件により変化する可能性も考慮されており、過小評価されている可能性がある。

このため、水鳥の渡りをはじめ鳥類の渡りの状況を十分に把握するための追加調査を実施するとともに、それぞれの種の生態的特性や他の風力発電事業におけるバードストライクの原因事例等も考慮した上で、予測評価を見直し追加の環境保全措置を講じること。その際、後述するイヌワシ・クマタカに係る環境保全措置の効果も十分考慮すること。

- (4) 動物(イヌワシ) イヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、特に厳重な個体レベルの保護が必要である。事業予定地の近傍に営巣するイヌワシのつがいは、繁殖成功率が高く、県内および近隣地域の個体群を維持する上で、特に重要なつがいである。

準備書では、事業予定地近傍に営巣するつがいについて、「事業予定地内での飛翔は確認されなかった」とされているものの、イヌワシの行動圏は、少なくとも数十平方キロメートルにおよぶとされており、本県が保有する環境調査の結果では、過去に事業予定地の上空への飛来が確認されていたことから、飛来状況の把握が十分ではない可能性がある。

特に、事業予定地の尾根部にある森林の伐開により、採餌に適した環境が新たに生じ、誘引の可能性があることから、造成中から飛翔状況の把握のための調査を行うこと。

準備書では、事業予定地の周辺に、複数の分散個体(フローター)の飛来が確認されている。事業予定地近傍に生息しているつがいが占有している餌場については、フローターは利用できないことを踏まえると、森林の伐開によるイヌワシの誘引効果はつがいの個体よりもフローターの方が大きくなるものと考えられる。

しかしながら、フローターの誘引に関する予測評価が行われておらず、環境保全措置は、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じて対策を検討するのみとなっており、対応が不十分である。

このため、追加の予測評価を行い、その結果に応じて、改変区域をイヌワシの餌場として利用され難くするための環境保全措置を講じること。なお、予測評価が困難な場合には、予防原則の観点に立ち、最大限の環境保全措置を講じること。

- (5) 動物(クマタカ) クマタカについては、県内に一定の広がりをもって分布しているものの、事業予定地およびその周辺のように11つがいが連続して営巣する地域は希少であり、他の地域への個体の供給源となっている重要な地域である。

準備書では、クマタカの衝突確率について、「風車の基数が方法書時は50基であったが、準備書では39基に削減されており、数値は低減されている」と予測評価されており、由井・島田モデルによるクマタカの衝突確率(以下単に「クマタカの衝突確率」という。)は、年間0.1294回低減されているものの、風車の配置に当たっての具体的な環境配慮の説明が十分行われていない。また、事業予定地およびその周辺においてブレードの回転域の高さの飛翔が多数確認されており、風車の設置基数の削減が行われたにも関わらず、クマタカの衝突確率は年間0.4679回と高く、概ね2年に1回の頻度でバードストライクが発生する予測結果となっている。

事業予定地の近傍で営巣が確認されているBペアについては、高利用域を囲むように15基の風車配置が計画されており、衝突確率が各ペアの中で最も高く、風車の削減により低減されたクマタカの衝突確率は年間0.0089回とわずかである。また、Hペアについては、衝突確率が上昇している。

このように、クマタカのバードストライクの発生リスクは非常に高いものと考えられるが、これに対する環境保全措置は、クマタカの生態的特性に合致しない目玉シールによる風車の視認性の向上など実効性に欠けるもののみである。

また、風車は、事業予定地およびその周辺で営巣するつがいの高利用域の境界に配置される計画となっている。調査結果では高利用域の境界でディスプレイ行動が多く確認されており、隣接するつがいによる縄張り争いが頻繁に行われていることが示唆される。縄張り争い中は、風車に注意が向きにくく、クマタカの衝突回避が困難であり、バードストライクのリスクが大きくなるが、予測評価ではこのことが考慮されていない。

このため事業者は、ディスプレイ行動に着目した追加の予測評価を行うとともに、衝突リスクの高い風車7基を抽出し、このうち1基は設置の取りやめまたはリスクの低い場所への配置変更、残る6基はブレード塗装により視認性を高める追加の環境保全措置を検討し、その結果を審査会に示した。また事業者は、Hペアの行動圏の風車を対象に設置の取りやめ等の検討を行う方針も審査会に示した。

しかしながら、追加の環境保全措置のうち、ブレード塗装については、目玉シールと同様にクマタカの生態的特性に合致しておらず実効性に欠ける。また、仮に、抽出された7基の風車全ての設置を取りやめたとしても、事業実施によるクマタカの衝突確率は依然高く、衝突リスクを十分に低減できないものと考えられる。

本県では、独自の保護指針を策定し、クマタカの保護およびその生息環境の保全を図っており、バードストラ

イク等の重大な環境影響が回避または十分に低減されるよう、最大限の環境保全措置が講じられる必要がある。このため、更なる風車の設置基数の削減等の抜本的な対策を検討すること。

その際、事業の規模および事業予定地周辺におけるクマタカの生息状況を踏まえ、準備書で年間0.4679回とされている全風車のクマタカの衝突確率を、年間0.05回未満(本事業の実施期間を20年間とした場合に、その期間における衝突発生の可能性が1回未満となる水準)まで低減することを目標とし、ディスプレイ行動等のリスクの高い飛行行動の頻度を踏まえつつ衝突確率の高い風車を優先的に取りやめるなど、長期的な視点に立った衝突リスクの低減を図る必要があることを十分考慮すること。

例えば、準備書の記載内容をもとに、全風車のクマタカの衝突確率を年間0.05回未満とするためには、少なくとも24基の風車の衝突確率を更に低減させるために、風車の設置の取りやめを含めた一層の環境保全措置を講じる必要がある。

なお、準備書に示された衝突確率については、現地調査において十分な視野や調査時間が確保できていない可能性等の課題があるため、風車の設置基数の削減等の検討に当たっては、追加調査等を行い、予測評価を見直した上で再計算する必要があることや、衝突確率の算出方法自体に不確実性が伴われるため、一定の安全率を見込む必要があることを十分考慮すること。

- (6) 動物・生態系 準備書では、事業予定地およびその周辺に、本県が絶滅危惧種に選定しているイヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンモモンガ、ニホンカモシカ等を含めた多種多様な動物の生息も確認されているものの、その予測評価では、それぞれの種の生態的特性が考慮されていない。このため予測評価を見直すとともに追加の環境保全措置を講じること。

その際、水生生物に対しては、事業予定地下流の高時川において濁水が長期化し、姉川でのアユの産卵数が著しく減少した事象等を踏まえ、事業実施による水質や水象に与える影響を十分考慮すること。

また、希少な種や小型で移動能力が低い種等に対しては、生息環境の分断を生じさせないように、その連続性を保つ必要があることについても十分考慮すること。

- (7) 植物・生態系 事業予定地およびその周辺には、「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」や「上谷山生物群集保護林」を含め、広大なブナ林が存在している。

ブナ林は、生物多様性に富んだ豊かな生態系を形成する重要かつ象徴的な植生である。一方で、材の利用拡大や拡大造林政策等により全国的に分断化や面積の縮小が進んできた歴史がある。特に古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は本県や紀伊半島、氷ノ山等の地域に限られ、県内では琵琶湖の北東の山間部や比良山周辺等に局所的に孤立して分布する希少かつ保全すべき重要な植生である。

また、事業予定地およびその周辺のブナ林を含む森林は、「長浜市森づくり計画(令和4年3月改定)」で「水源涵養機能維持増進森林」とされており、琵琶湖の水源林としても重要である。

準備書では、事業予定地のブナ林が、空中写真や航空レーザー測量等により、「ブナ群落-ヤマソテツ下位単位(植生自然度9)」と「ブナ群落-チマキザサ下位単位(植生自然度8)」に分類されている。

しかしながら、「滋賀県現存植生図(昭和56年・財団法人滋賀県自然保護財団作成)」によると、準備書で「チマキザサ下位単位」と分類された区域において、自然植生(ブナ-オオバクロモジ群落(植生自然度9))が存在する旨の記載があり、準備書でもその標徴種であるオオバクロモジ等の出現が確認されている。

また、準備書では、事業者が「チマキザサ下位単位」に分類した区域にも、「ヤマソテツ下位単位」の識別種が見られているため、植生自然度が過小評価されている区域が存在する可能性がある。

加えて、準備書では、当該地域に成立している可能性の低いダケカンバ群落の存在が明記されているとともに、下位単位の代表的な植物種とされているチマキザサがチシマザサやイブキザサ等に誤同定されているとの指摘もあるため、調査自体が適切でない可能性がある。

このため、現地での追加調査を行うとともに、群落タイプの分類および区域ならびに植生自然度の再評価を行い、その結果をもとに改変区域を見直すこと。

その際、事業予定地内の各所では、SDR(ニホンジカによる植生衰退度を示す指標)が、D2に分類されており、ニホンジカによる食害の進行が示唆されるため、群落タイプの分類等の再評価に当たっては、現状の植生が食害の進行による変化を受けている可能性を十分考慮すること。また、本県においてブナ林の希少性や重要性は高いため、ブナ林の連続性を確保する必要があることも十分考慮すること。

ニホンジカの獣害対策については、事業実施により尾根が改変され、ニホンジカの移動性が高まると、食害が更に加速化され植生が衰退し、土壌侵食に繋がる可能性があるため、環境保全の観点だけでなく、土砂流出防止対策や法面保護等のリスク低減の面からも極めて重要である。

このため、改変区域へのニホンジカの侵入を防止するための対策を検討するとともに、準備書に記載のニホンジカの獣害対策に係る環境保全措置(捕獲の体制や捕獲目標数等)を明らかにするよう努めること。

- (8) 景観 準備書では、フォトモンタージュにより景観への影響についての予測評価が行われているが、風車の視認の有無が画一的に記載されているのみであり、複数の風車の設置による眺望景観への変化についての考察が十分に示されていない。

このため、眺望点によっては、複数の風車が山のスカイライン上に立ち並ぶ状況や眼下に広がる状況が視認されることに加え、周辺の地形や構造物との対比により風車の視認性が高まることから、これらを踏まえた景観の変化の程度に関する考察を行い、その結果を予測評価に反映すること。

その際、事業予定地およびその周辺が、「長浜市景観まちづくり計画(平成20年3月策定)」において、山並み景観を構成する主要素である山林自体を守り、工作物の設置の際には景観に与える影響が低減されるよう配慮が求められている「山なみ景観ゾーン」に位置づけられていることを考慮すること。

3 事後調査

準備書では、事後調査の内容やその結果を踏まえた対応(追加の環境保全措置の検討から実施に至るまでの対応)が十分に記載されていないため、これらの内容を明らかにすること。

特に、イヌワシ・クマタカ、渡り鳥をはじめとする鳥類に係る飛翔調査については、調査地点や調査頻度を適切に設定するなど十分な監視体制を構築する必要がある。また、造成中から調査を開始し、少なくとも供用後も4～5年程度の調査期間が必要である。

また、死骸調査については、他の動物による死骸の持ち去りや調査員の見落としが起こることを十分踏まえ、前述の飛翔調査と同様に十分な監視体制のもと、少なくとも供用後4～5年程度は調査を行うこと。

後述の常時監視や事後調査において、パードストライクやバットストライク等が確認された場合またはその蓋然性が高い場合には、必要に応じて風車の稼働を一時停止するなど、緊急の措置を講じるとともに、その事実を、本県を含む関係行政機関に報告すること。その上で、確実に当該影響を回避または低減するための措置を検討すること。

4 その他

- (1) イヌワシ・クマタカ、渡り鳥等をはじめとする鳥類およびコウモリ類については、風車の設置基数の削減等により衝突リスクを大幅に低減したとしても風車への衝突の可能性は残るものと考えられる。

このため、事業の実施に当たっては、各風車への接近の有無を常時監視するシステムを導入し、希少^{きん}猛禽類等の接近を確認した場合や渡りの集中する時期の衝突を回避するため、風車の運転を一時停止するなど、弾力的な運用を検討すること。

- (2) 準備書には、動物・植物・生態系に係る予測評価に不十分な点、また環境保全措置や事後調査計画に具体性や実効性に欠ける点が随所に認められており、自然環境への重大な影響をより確実に低減するためには、客観性を確保しながら、これらについての見直しが行われ、環境保全措置の効果や事後調査の妥当性が検証される必要がある。このため、関係分野の専門家等による検討会の設置を検討すること。

また、検討会における議論の結果およびそれを踏まえた対応については、本県を含む関係行政機関に報告するとともに、一般にも公開し、透明性を確保すること。

- (3) 事業予定地の周辺で他の風力発電事業者が風力発電事業を計画しており、複数の風力発電事業による累積的な影響が懸念されるため、風力発電事業者間で情報共有を図り、地域全体での環境への影響の回避および低減に努めること。

- (4) インターネットによる評価書の公表については、評価書の内容を広く一般に周知するため、縦覧期間経過後も評価書を公開するよう努めること。

その際、風車は動的誘目性を有することから、眺望景観の変化をよりわかりやすく発信するため、アニメーション動画等を作成し、ホームページに掲載することについても検討すること。

- (5) 風力発電事業は、再生可能エネルギーの推進に資するものの、その導入に当たっては、自然環境や地域との共生の視点に立ち、生物多様性や人々の生活環境、景観等への配慮がなされることが大前提である。

本事業については、自然環境等への重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、事業計画を抜本的に見直す必要があると考えられるが、事業の実施に際しては、環境保全措置の実施に留まることなく、自然環境の回復や維持・向上に貢献することに加え、発電した電気を周辺地域で活用する等の地域内循環の仕組みを構築したり、事業予定地内にあるトレイルコース管理者との連携等により地域の魅力を創出したりすることにより、地域の活性化に貢献することが望ましい。

このため、本事業の検討・実施に当たっては、地元である長浜市や地域住民との協議を十分に行うこと。

5 関係行政機関等との協議

(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて本県を含む関係行政機関と十分に協議を行うこと。

特に、滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条の規定に基づき、本事業の実施に先立って「滋賀県自然環境保全協定」を締結する必要があることから、協定を締結する際には、評価書および上記4(2)の検討結果を踏まえた協議を本県と行うこと。

(2) 対象事業実施区域を管轄する長浜市長より、添付のとおり意見が提出されていることから、これらの内容についても十分に考慮すること。

農業振興地域区域変更公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、日野町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

変更する区域

農業振興地域名	区 域
日 野	次の図面の赤色で着色した部分

注 赤色は縮小する地域を表す。

(「次の図面」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部農政課および滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

都市公園設置公告

彦根総合スポーツ公園の供用を開始しようとするので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 彦根総合スポーツ公園
- 2 位置 彦根市松原町地内
- 3 区域 別紙図面のとおり
- 4 供用開始の期日 令和5年4月1日

(「別紙図面」は、省略し、その関係図面を滋賀県土木交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

日野町が令和5年3月31日に変更した近江八幡八日市都市計画用途地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

日野町が令和5年3月31日に変更した近江八幡八日市都市計画特別用途地区に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

彦根市が令和5年3月31日に変更した彦根長浜都市計画公園に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県湖東土木事務所管理調整課 彦根市元町4-1

健康福祉事務所告示

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年3月31日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション 風優凜	甲賀市土山町 徳原555-52	株式会社ゆめ結び 代表取締役 黒川愛弓	甲賀市土山町 北土山933-15	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2561490166

県税事務所公告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年3月31日

滋賀県南部県税事務所長 寺本 勉

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9761095号	令和6.3.31	草津市西矢倉三丁目8番54号 早瀬安三	令和5.3.14

収用委員会公告

裁決手続開始決定公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用および使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和5年3月31日

滋賀県収用委員会会長 田口 勝之

- 1 起業者の名称 国土交通省 代表者 国土交通大臣 斉藤鉄夫
- 2 事業の種類 一般国道8号改築工事(野洲栗東バイパス)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目および地積等 次の表のとおりとする。

- 4 土地所有者の氏名および住所 次の表のとおりとする。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所およびその権利の種類等 次の表のとおりとする。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和5年3月28日

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目		地積		収用・使用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	登記申請受付年月日および番号
		公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)							
栗東市大橋三丁目	107番2	雑種地	宅地	16	14.31	(収用) 14.31 (使用) なし	山本貴子	守山市勝部二丁目10番5号	サクスエス有限会社取締役 宇野薫	兵庫県神崎郡市川町美佐806番地3	賃借権設定仮登記	平成13年1月30日受付 第1502号
									有限会社山本ラーメン代表取締役 山本修	守山市勝部二丁目10番5号	土地使用賃借権	

注 裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別添実測平面図中①、②、③、④、⑤および①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(符号あ)(別添実測平面図略)

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第1号

内水面第5種共同漁業権漁場における令和5年度の目標増殖量を次のとおり定める。

令和5年3月31日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

内水面第5種共同漁業権漁場における令和5年度の目標増殖量

免許番号 内共第号	漁業者名 (組合名)	河川名	あゆ (kg)	こい (kg)	ふな (kg)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	あまご卵 (粒)	いわな (尾)	いわな卵 (粒)	わかさぎ卵 (万粒)	もろこ卵 (万粒)
1	勢多川	大石川					500	600		400			
2	勢多川	信楽川					4,000	6,500		1,600			
3	大戸川	大戸川	400				-	-					
5	土山	野洲川	800	-	100	3	5,000	6,000		4,000		2,000	
6	日野町	日野川		-	100								
7	愛知川	愛知川	340					4,000	20,000	3,000			
8	愛知川上流	愛知川	400			5	1,000	80,000		120,000			

9	大滝	犬上川	180	—	30	3	3,000	8,000		1,000	20,000		
10	姉川上流	姉川	180				1,000	10,000		4,000			
11	草野川	草野川	80			5	2,500	3,000		3,000			
12	高時川	高時川・杉野川	320				2,600	1,000					
13	杉野川	杉野川	100			5		3,500		3,500			
14	丹生川	高時川	500			—		5,000		2,000			
15	余呉湖	余呉湖		—	500	50					3,000		5
18	高島鴨川	鴨川	30				2,000	3,000		1,000			
20	朽木	安曇川	1,790					11,000		11,000			
21	朽木	針畑川	240					2,000		2,000			
22	葛川	安曇川	600					10,000		5,000			
23	廣瀬	安曇川	1,000										
合 計			6,960	—	730	71	21,600	153,600	20,000	161,500	20,000	5,000	5

網掛け箇所は、漁業権魚種の設定なし。

一の箇所は、種苗放流の予定なし。ただし、こいについては産卵床の設置等による増殖を行うもの。

注1 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます・こい20g、ふな・うなぎ・あまご・いわな15gを基準とする。